



# 島根県報

平成24年 9 月 28 日 (金)

号外 第 137 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

**公 告**

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成24年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 22年度の人件費率
平成23 年度	人 713,056	千円 535,567,938	千円 5,322,590	千円 120,049,655	% 22.4	% 22.0

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23 年度	人 12,911	千円 55,452,831	千円 10,267,541	千円 18,896,063	千円 84,616,435	千円 6,554	—

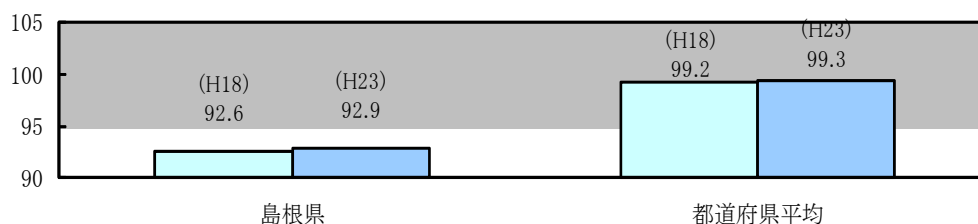
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 「職員数」は、平成23年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第9号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成26年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給料月額及び給料月額を算出基礎とする 諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り	管理職手当
知 事	20%	—
副 知 事	15%	—
常勤の監査委員	13%	—
病院事業管理者	13%	—
教 育 長	13%	—
管理職手当受給者	—	12.5%、10%
上記以外の職員	—	—

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

オ 給与改定の状況（平成24年4月1日実施）

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成23年4 月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成23 年度	円 370,429	円 377,808	円 ▲7,379 ▲1.95%	% ▲1.95	% ▲1.95	% ▲0.23

- (注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額を

ラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成 23 年度	月 3.68	月 3.85	月 ▲0.17	月 ▲0.15	月 3.7	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

(単位：円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給の 給料月額	133,389	182,771	219,266	257,631	284,486	315,374	360,230	406,268	457,027
最高号給の 給料月額	239,727	302,782	348,918	381,970	394,070	415,711	448,763	470,405	528,935

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

(イ) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.1歳	336,216円	405,122円	363,350円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

(イ) 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢	平均給与月額 (B)	
島根県	51.3歳	214人	357,059円	406,260円	377,220円	—	—	—	—
うち用務員	51.8歳	53人	359,362円	400,563円	377,549円	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	52.3歳	24人	360,419円	421,871円	384,523円	自家用乗用自動車運転手	—	—	—
うち電話交換手	57.4歳	3人	388,841円	456,921円	416,944円	電話交換手	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(イ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.3歳	382,682円	432,360円
都道府県平均	—	—	—

(イ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.6歳	383,266円	426,597円
都道府県平均	—	—	—

(イ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	39.6歳	323,388円	423,774円	348,982円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

【参考】

職 種	民 間				参 考		
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.8歳	209,700円	1.91	6,421,826円	2,943,200円	2.18
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	50.2歳	248,500円	1.70	6,695,781円	3,349,100円	2.00
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成20年～22年の3か年平均）。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。
- 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

イ 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	169,393円	172,200円
	高校卒	137,816円	140,100円
技能労務職 (免許職)	高校卒	150,112円	—
技能労務職 (非免許職)	高校卒	144,308円	—
高等学校教育職	大学卒	189,657円	—
小・中学校教育職	大学卒	189,657円	—
警察職	大学卒	196,936円	200,000円
	高校卒	162,015円	158,100円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	261,170円	296,460円	353,396円
	高校卒	208,319円	257,926円	301,257円
技能労務職	高校卒	— 円	255,860円	294,027円
高等学校教育職	大学卒	293,719円	335,835円	374,073円
小・中学校教育職	大学卒	293,501円	340,493円	370,506円

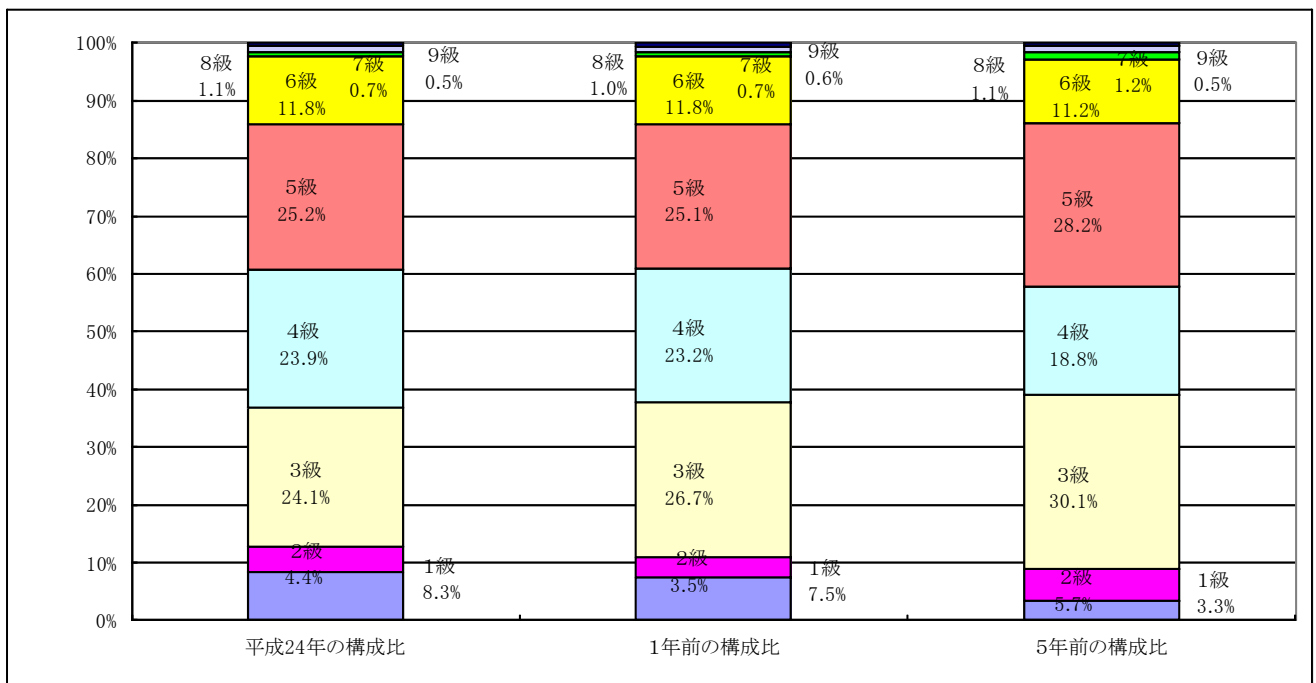
警 察 職	大 学 卒	282,551円	328,510円	363,988円
	高 校 卒	249,383円	287,240円	331,285円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	299 人	8.3 %
2 級	主任主事、主任技師	158 人	4.4 %
3 級	主任	865 人	24.1 %
4 級	企画員	860 人	23.9 %
5 級	グループリーダー	904 人	25.2 %
6 級	課長	424 人	11.8 %
7 級	課長	24 人	0.7 %
8 級	次長	41 人	1.1 %
9 級	部長	19 人	0.5 %

- (注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県		国	
1 人当たり平均支給額（平成 23 年度） 1,460 千円		—	
（平成 23 年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 （1.25）月分	勤勉手当 1.30 月分 （0.70）月分	（平成 23 年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 （1.45）月分	勤勉手当 1.35 月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況  
平成 17 年 6 月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況  
管理職については、平成 18 年 6 月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数） ※ 6 月期、12 月期とも	
		部次長級	課長級
I	10% 以内	0.935 月	0.765 月
II	30% 以内	0.885 月	0.700 月
III	60% 以内	0.835 月	0.635 月
不良	—	0.835 月以下	0.635 月以下

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

イ 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20% 加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20% 加算）		
1 人当たり平均支給額		4,149 千円 27,045 千円			

（注）「1 人当たり平均支給額」は、平成 23 年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 23 年度）		47,776 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度）		672,895 円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	22 人	18%	18%
茨城県つくば市	1 人	12%	12%

大阪府大阪市	11人	15%	15%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	12人	10%	10%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	12,817人	0%	0%
医師・歯科医師	46人	15%	15%
平均支給率		14.9%	14.9%

(注)「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度）		559,051千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）		82,456円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		52.1%
手当の種類（手当数）		59
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		捜査特別手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		死体取扱手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		捜査特別手当
		警ら手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度）	2,357,921千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）	183千円
支給実績（平成22年度）	2,308,426千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	177千円

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,727,121	円 233,584
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 607,361	円 272,481
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,223,508	円 108,208



単 身 赴 任 手 当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ ロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000 円）	異 なる	加算額が異なる （国：距離により 6,000円～ 45,000円）。	千 円 266,156	円 328,587
初 任 給 調 整 手 当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支 給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異 なる	支給対象及び支 給額が異なる。	千 円 69,783	円 1,517,014
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別 の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別 調整額として支 給	千 円 749,304	円 512,871
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額 ×1/2）×4%～16%	同 じ	—	千 円 190,710	円 435,410
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ～6%	同 じ	—	千 円 103,690	円 187,844
へ き 地 手 当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千 円 335,017	円 376,002
へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、 当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千 円 44,248	円 154,715
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日）1日 2,400円			千 円 10,518	円 126,722
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千 円 25,340	円 99,374
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に 支給 最高支給限度額 8,000円			千 円 512,845	円 65,851
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 158,374	円 74,529
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 57,372	円 60,905
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	千 円 444,037	円 172,844
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円）	同 じ	—	千 円 12,413	円 71,591

農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 37,635	円 185,396
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派 遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	992,000円 (1,240,000円)
	副 知 事	824,500円 ( 970,000円)
報 酬	議 長	846,000円 ( 940,000円)
	副 議 長	779,000円 ( 820,000円)
	議 員	722,000円 ( 760,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成23年度支給割合) 2.90月分
	副 知 事	(平成23年度支給割合) 2.90月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 124万円×在職月数×0.6 3,571.2万円 任期毎
	副 知 事	97万円×在職月数×0.43 2,002.08万円 任期毎
	備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

(注) 1 「給料」及び「報酬」の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

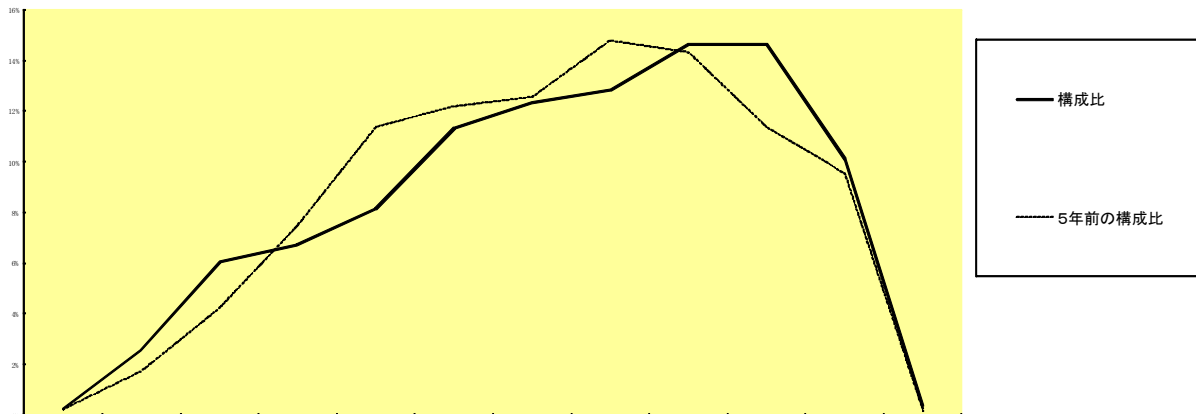
(単位:人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	21	21	0	内部管理事務改革 内部管理事務改革 業務量の増 内部管理事務改革 事務事業の見直し 内部管理事務改革
		総 務	508	540	▲ 32	
		税 務	114	113	▲ 1	
		民 生	232	235	▲ 3	
		衛 生	473	470	▲ 3	
		労 働	53	54	▲ 1	
		農 林 水 産	928	939	▲ 11	
	商 工 土 木	184	187	▲ 3		
	計	822	838	▲ 16		
		計	3,335	3,397	▲ 62	(参考:人口10万人当たり職員数 471.42人)
	教育部門	7,787	7,827	▲ 40	生徒数減による学級数の減少	
	警察部門	1,790	1,796	▲ 6	退職者の増加	
	小 計	12,912	13,020	▲ 108	(参考:人口10万人当たり職員数1,825.18人)	
公 営 企 業 計	病 院	991	985	▲ 6	看護師等の増	
	水 道	23	25	▲ 2	事務事業の見直し	
	下 水 道	18	20	▲ 2	事務事業の見直し	
	そ の 他	61	60	▲ 1		

等部門	小計	1,093	1,090	3	
	合計	14,005 [15,417]	14,110 [15,477]	▲ 105 [▲ 60]	(参考：人口10万人当たり職員数1,979.68人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人 38	人 362	人 847	人 940	人 1,137	人 1,588	人 1,726	人 1,798	人 2,052	人 2,047	人 1,417	人 52	人 14,004

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,717	3,617	3,503	3,441	3,397	3,335	▲ 382 (▲ 10.3%)
教育		8,026	7,945	7,858	7,853	7,827	7,787	▲ 239 (▲ 3.0%)
警察		1,778	1,764	1,781	1,782	1,796	1,790	12 ( 0.7%)
消防								
普通会計計		13,521	13,326	13,142	13,076	13,020	12,912	▲ 609 (▲ 4.5%)
公営企業等会計計		962	962	1,039	1,070	1,090	1,093	131 ( 13.6%)
総合計		14,483	14,288	14,181	14,146	14,110	14,005	▲ 478 (▲ 3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の管理職手当については、島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県公営企業管理規程第6号）に基づき、平成26年3月31日までの間、12.

5%～10%の減額措置を行っている。

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成23 年度	千円 1,685,262	千円 137,335	千円 208,371	% 12.4	% 26.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円 —
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23 年度	人 25	千円 95,387	千円 21,290	千円 34,462	千円 151,139	千円 6,046	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成24年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.1歳	339,147円	503,799円
(参考) 一般行政職	44.0歳	348,686円	502,067円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 水 道 事 業 )		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,378千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,460千円	
(平成23年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(平成23年度支給割合) 期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.30月分	2.40月分	1.30月分
(1.25)月分	(0.70)月分	(1.25)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成24年4月1日現在）

島 根 県 ( 企 業 局 職 員 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 28,932千円			1人当たり平均支給額 4,149千円 27,045千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成21年度から平成23年度

までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

## (c) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給対象なし

## (d) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給総額（平成23年度）	694千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）	46,267円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	60%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

## (e) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度）	4,841千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）	194千円
支給実績（平成22年度）	6,786千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	308千円

## (f) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 4,596	円 287,250
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 822	円 274,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,584	円 135,994
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 696	円 348,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 2,952	円 590,340
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給	同じ	—	実績なし	実績なし

	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 770	円 85,577
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 657	円 109,469
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000円)	同 じ	—	実績なし	実績なし

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用 に占める職員給与 費比率
平成23 年度	千円 185,463	千円 ▲21,374	千円 38,602	% 20.8	% 24.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
平成23 年度	人 5	千円 17,693	千円 5,790	千円 6,405	千円 29,888	千円 5,978	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成24年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	35.8歳	294,983円	498,126円
(参考) 一般行政職	44.0歳	348,686円	502,067円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県 (工業用水道事業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額 (平成23年度)	1,281千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度)	1,460千円
(平成23年度支給割合) 期末手当	2.40 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当	2.40 月分
勤勉手当	1.30 月分	勤勉手当	1.30 月分

(1.25)月分	(0.70)月分	(1.25)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

島 根 県 ( 企 業 局 職 員 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 28,932千円			1人当たり平均支給額 4,149千円 27,045千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成21年度から平成23年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成24年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給総額 (平成23年度)	323千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)	80,645円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)	80.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度)	1,433千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)	287千円
支給実績 (平成22年度)	1,340千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)	223千円

(f) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末まで) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,134	円 283,500
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異	千円 673	円 168,300

	最高支給限度額 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		なる。		
単身赴任手当	支給額 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 372	円 372,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 551	円 137,661
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 518	円 129,414
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円）	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に占める職員給与費比率
平成23年度	千円 1,570,271	千円 81,433	千円 422,700	% 26.9	% 26.2

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
平成23	人	千円	千円	千円	千円	千円



年度	48	187,733	46,585	68,063	302,381	6,300	-
----	----	---------	--------	--------	---------	-------	---

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 「職員数」は、平成24年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	44.5歳	358,764円	524,967円
(参考) 一般行政職	44.0歳	348,686円	502,067円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 電 気 事 業 )		島 根 県	
1人当たり平均支給額 (平成23年度)		1人当たり平均支給額 (平成23年度)	
1,418千円		1,460千円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.30月分	2.40月分	1.30月分
(1.25)月分	(0.70)月分	(1.25)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~20%	役職加算	5~20%
管理職加算	15~25%	管理職加算	15~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

島 根 県 ( 企 業 局 職 員 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額		28,932千円	1人当たり平均支給額		4,149千円 27,045千円

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成21年度から平成23年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成24年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給総額 (平成23年度)	1,791千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)	81,390円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)	45.8%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度)	14,515千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)	302千円

支 給 実 績 ( 平 成 2 2 年 度 )	15,053千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 平 成 22 年 度 )	358千円

(f) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 8,068	円 237,294
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 1,299	円 259,800
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 6,290	円 153,412
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	千円 1,020	円 340,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 4,327	円 618,180
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,464	円 133,070
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,606	円 84,513
宿日直	支給額(勤務1回につき)	同じ	—	実績なし	実績なし

手 当	2,100円～30,000円				
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円）	同 じ	—	千 円	円
				10	5,000

イ 病院局

(7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の管理職手当については、島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する  
規程（平成24年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成26年3月31日までの間、12.5  
%～10%の減額措置を行っている。

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況  
を勘案しながら適切に確保する。

(i) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成23 年度	千円 21,411,746	千円 ▲316,434	千円 8,101,371	% 37.8	% 40.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23 年度	人 957	千円 3,474,071	千円 1,684,693	千円 1,188,647	千円 6,347,411	千円 6,633	千円 6,722

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成24年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	44.9歳	578,973円	1,282,097円
看 護 師	33.8歳	274,438円	386,402円
事務職員	41.4歳	328,202円	413,055円
(参考) 一般行政職	44.0歳	348,686円	502,067円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 病 院 事 業 )		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,176千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,460千円	
(平成23年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(平成23年度支給割合) 期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.30 月分	2.40 月分	1.30 月分
(1.25)月分	(0.70)月分	(1.25)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成24年 4 月 1 日現在)

島 根 県 ( 病 院 事 業 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 981千円 25,918千円			1人当たり平均支給額 4,149千円 27,045千円		

(注) 「島根県 (病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成23年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成24年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成23年度)			102,602千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)			801,582円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	15%	128人	0%
県内全市町村	0%	863人	0%

(d) 特殊勤務手当 (平成24年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成23年度)	380,769千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)	419,811円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)	91.9%
手当の種類 (手当数)	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度)	552,405千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)	577千円
支給実績 (平成22年度)	524,748千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)	543千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当 (平成24年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末まで) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 67,219	円 193,714
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合	同じ	—	千円 99,275	円 255,863

	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 48,458	円 71,053
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	千円 54	円 54,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 456,145	円 3,591,695
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 28,581	円 680,500
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 9,510	円 39,790
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 71,441	円 109,404
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 99,408	円 466,704
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円(実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	千円 665	円 28,913

## 2 職員の勤務条件等について

## (1) 職員の勤務時間

## ア 職員の勤務時間 (標準)

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例 (昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則 (平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程 (平成元年島根県訓令第5号) 及び職員の勤務時間に関する規程 (平成4年島根県教育委員会訓令第5号) (知事部局等、教育委員会、警察本部)

## イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年 (※暦年) につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間是有給休暇
夏季休暇	7 月から 9 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14 週間) 以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内 (血族) 等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合 (育児時間) 等、特定の事由がある場合に限って与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程 (昭和48年公営企業管理規程第2号)、島根県病院局職員就業規程 (平成19年島根県病院局管理規程第8号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和31年島根県条例第36号) 及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則 (昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

## ウ 特別休暇の種類 (主なもの)

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内 (30 分を単位として 2 回に分けて取得可) 満 1 歳まで：1 日 2 回それぞれ 60 分以内
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内 (中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内)
短期の介護休暇	5 日以内 (要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内)
妊娠障害 (つわり)	10 日以内

## (2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分者数

## 知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	41	0	41
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	41	0	41

## 教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	100	0	100
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合 計	0	0	101	0	101

(注) 県費負担教職員含む

## 警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	18	0	18
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	18	0	18

## イ 懲戒処分者数

## 知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を	2	1	0	0	3

怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	1	1	1	3
合 計	2	2	3	1	8

## 教育委員会

処分事由 \ 処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	2	0	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	2	0	0	2
合 計	0	3	2	0	5

(注) 県費負担教職員含む

## 警察本部

処分事由 \ 処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	1	0	0	0	1
合 計	1	0	1	0	2

## (3) 職員のサービスの状況

## ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	154,332	39,638	4,176	9.5	25.7
教育委員会	105,437	30,164	2,776	10.9	28.6
警 察 本 部	69,346	13,042	1,796	7.3	18.8
合 計	329,115	82,844	8,748	9.5	25.2

(注) 対象期間：暦年（平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日）

## イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	3	0	0
		1	0	0
	女性職員	88	7	3



		81	4	0
教育委員会	男性職員	4	0	1
		0	0	0
	女性職員	111	2	0
		131	2	2
警察本部	男性職員	0	0	0
		0	0	0
	女性職員	14	1	0
		12	0	0
計		220	10	4
		225	6	2

(注) 上段には平成 23 年度に新たに取得した者、下段には平成 22 年度から 23 年度にかけて引き続いている者の数。

#### ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中心	時間型 中心
知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	1	0	1
教育委員会	男性職員	2	2	0
	女性職員	24	24	0
警察本部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
	計	27	26	1

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	1
教育委員会	男性職員	1	0	0	0	1	0
	女性職員	12	1	1	1	3	6
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	13	1	1	1	4	7

#### エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	1	0
	女性職員	1	1
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	2	1

## (4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## ア 研修の状況

## 一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	5	37	261	市町村職員含む
採用 2 年目	2	4	81	
一般職員第 I 課程	3	6	102	市町村職員含む
一般職員第 II 課程	7	14	216	市町村職員含む
主任	3	6	77	
中堅職員	9	18	263	市町村職員含む
新任係長	4	8	150	市町村職員対象
新任企画員	4	8	130	
新任 G L	4	12	121	
新任 G L・企画幹ステップアップ	2	2	63	
新任課長補佐	2	4	98	市町村職員対象
新任課長	5	10	185	市町村職員含む
選択研修	45	71	1,419	25 講座（法務能力開発等）市町村職員含む

## 教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	26	44	1,003	第 I 回～第 VII 回、宿泊研修会
経験者	30	46	884	6 年目研修、11 年目研修
管理職	16	26	879	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	30	31	1,747	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	34	38	2,009	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	87	117	2,970	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

## 警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	661	54	短期課程（6 月）、長期課程（10 月）
一般職員初任科	1	25	8	警察主事対象
初任補修科	3	198	64	短期課程（2 月）、長期課程（3 月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	9	
部門別任用科	4	80	45	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	31	201	367	交通事故事件捜査、被害者支援等

## イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定期期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	23 年 9 月、24 年 3 月	3,515 人
	勤務評定（病院局医療職等）	1	23 年 11 月	833 人
教育委員会	人事評価（管理職）	2	23 年 9 月、24 年 3 月	110 人
	人事評価（一般職）	2	23 年 9 月、24 年 3 月	507 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	24 年 2 月	2,000 人
	勤務評価（市町村立教育職員）	1	24 年 2 月	4,892 人
警 察	勤務評定	1	23 年 12 月	1,671 人

## (5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

## ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全 衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生 推進者等	
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数
知事部局等	6	6	6	6	18	18	24	50	50
教育委員会	0	0	0	0	31	31	32	33	33
警察本部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
					衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生 委員会として設置 している事業場数
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数	
知事部局等	18	18	18	16	18	18	6	6	6
教育委員会	31	31	31	31	31	31	0	0	0
警察本部	8	8	8	8	8	8	0	0	0

## イ 職員のための福利厚生活動事業費

## 知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	11,682
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	2,420
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	44
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	4,409
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	36,041
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	5,932
合 計		60,528

## 教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,739
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対しての適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施した。	147
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	7,606
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	26,538
合 計		37,030

## 警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,845
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	881
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	335
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	128
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	19,438
合 計		26,627

## ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
採用時健康診断	182	182	196	196	62	62
定期健康診断	2,499	2,440	2,502	2,496	1,204	1,203
人間ドック	2,088	2,080	943	943	537	537

## エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 23 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

## オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 23 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

## 3 人事委員会の報告について

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

## ア 競争試験

## (7) 採用試験

## a 試験実施概要

試験の 種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付 期間	第1次 試験	第2次 試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業 程度試験	行政・心理 ・児童福祉 ・食品衛生 ・農業・畜 産・林業・ 水産・総合 土木・建築 ・化学・機 械・原子力 ・警察事務 ・警察化学 ・少年補導	昭和54年4月2 日から平成2年 4月1日までに 生まれた者若し くは平成2年4 月2日以降に生 まれた者で、学 校教育法による 大学を卒業した 者又は平成24年 3月31日までに 卒業見込みの者	5月10 日から 6月3 日まで	6月26 日	8月7 日から 8月10 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
高校卒業 程度試験	一般事務・ 総合土木・ 学校事務A (出雲)・ 学校事務A (石見)・ 学校事務B (出雲)・ 学校事務B (石見)学 校事務B(隠 岐)・警察 事務	[学校事務A] 昭和57年4月 2日から平成2 年4月1日まで に生まれた者 [学校事務Aを 除く試験区分] 平成2年4月2 日から平成6年 4月1日までに 生まれた者	8月1 日から 9月2 日まで	9月25 日	10月23 日から 10月26 日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木の み)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許 職試験	保健師	昭和57年4月2 日以降に生まれ た者で、保健師 の免許を有する 者(取得見込み 含む)	8月1 日から 9月2 日まで	9月25 日	10月23 日から 10月24 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技 師	昭和58年4月 2日以降に生ま れた者で、臨床 検査技師の免許 を有する者(取 得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	診療放射線 技師	昭和58年4月2 日以降に生まれ	同上	同上	同上	同上	同上

		た者で、診療放射線技師の免許を有する者（取得見込み含む）					
	司書	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者（取得見込み含む）	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採用試験	行政・総合土木	昭和51年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	5月10日から6月3日まで	6月26日	7月23日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問90分 （総合土木のみ） 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採用試験	一般事務（石見地区）・一般事務（隠岐地区）	昭和51年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	5月10日から6月3日まで	6月26日	7月23日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官（10月採用・大学卒）試験	男性	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者（9月30日までの卒業見込者含む）若しくは平成元年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者（9月30日までの卒業見込者含む）	3月14日から4月8日まで	5月8日	6月19日から6月20日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官（大学卒）試験	男性・女性・武道A	[男性・女性] 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに	5月6日から6月10日まで	7月10日	8月21日から8月24日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

		<p>生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者（卒業見込者含む）若しくは平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学を卒業した者（卒業見込者含む）</p> <p>[武道A]</p> <p>次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者</p> <p>ア 昭和 60 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者（卒業見込者含む）</p> <p>イ 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者（卒業見込者含む）</p> <p>ウ 柔道又は剣道の段位 3 段以上の者</p>				<p>査</p> <p>（武道Aは身体検査のみ）</p>	<p>身体検査</p> <p>専門実技試験</p> <p>（武道Aのみ）</p>
<p>警 察 官</p> <p>（高校卒業程度）</p> <p>試 験</p>	<p>男性・女性・</p> <p>武道B</p>	<p>[男性・女性]</p> <p>昭和 53 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者（ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く）</p> <p>[武道B]</p> <p>次のア及びイのいずれにも該当する者</p> <p>ア 昭和 60 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた男性（ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く）</p>	<p>8 月 1</p> <p>日 から</p> <p>9 月 2</p> <p>日まで</p>	<p>9 月 18</p> <p>日</p>	<p>10 月 30</p> <p>日から</p> <p>11 月 1</p> <p>日まで</p>	<p>教養試験</p> <p>五肢択一式</p> <p>50 問 120 分</p> <p>身体・体力検査</p> <p>（武道Bは身体検査のみ）</p>	<p>人物試験</p> <p>個別面接</p> <p>作文試験</p> <p>適性検査</p> <p>身体検査</p> <p>専門実技試験</p> <p>（武道Bのみ）</p>

		イ 柔道又は剣道の段位 3 段以上の者(柔道は、平成24年 3 月 31 日までに高校卒業見込みの者に限り、段位 2 段以上)					
--	--	-----------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--



b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)			第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 B24.5.1現在
					短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒			
行政		26	男	197	139		6	73.6%	47			47	46	15		10.3%	9.7	14
			女	114	77			1	67.5%	17			18	17	8		10.4%	9.6
			計	311	216	6	222	71.4%	64	1	65	63	23	0	0.0%	9.7	21	
心理		2	男	5	2			40.0%	1			1	1					
			女	16	13			81.3%	6			6	6	2		15.4%	6.5	2
			計	21	15		15	71.4%	7		7	7	2		13.3%	7.5	2	
児童福祉		3	男	4	4			100.0%	4			4	4			50.0%	2.0	2
			女	9	6	1		77.8%	4			4	4	1		14.3%	7.0	1
			計	13	10	1	11	84.6%	8		8	8	3		27.3%	3.7	3	
食品衛生		1	男	5	3			60.0%	1			1	1			33.3%	3.0	1
			女	11	10			90.9%	5			5	5	0		0.0%		
			計	16	13		13	81.3%	6		6	6	1		7.7%	13.0	1	
農業		4	男	32	24			75.0%	7			7	7			8.3%	12.0	2
			女	8	7			87.5%	3			3	3	2		28.6%	3.5	1
			計	40	31		31	77.5%	10		10	10	4		12.9%	7.8	3	
畜産		3	男	5	5			100.0%	4			4	4			40.0%	2.5	2
			女	6	3			50.0%	3			3	2	1		33.3%	3.0	1
			計	11	8		8	72.7%	7		7	6	3		37.5%	2.7	3	
林業		4	男	10	7	1		80.0%	3			3	3			25.0%	4.0	2
			女	5	4			80.0%	3			3	3	2		50.0%	2.0	2
			計	15	11	1	12	80.0%	6		6	6	4		33.3%	3.0	4	
水産		1	男	8	8			100.0%	5			5	3			12.5%	8.0	1
			女	0														
			計	8	8		8	100.0%	5		5	3	1		12.5%	8.0	1	
総合土木		14	男	44	30	1	4	79.5%	27	1	2	30	30	13		40.0%	2.5	12
			女	6	4	1		83.3%	3			4	4	1		40.0%	2.5	2
			計	50	34	1	5	80.0%	30	1	3	34	14		40.0%	2.5	14	
建築		3	男	11	5	1		54.5%	5	1		6	6	2		33.3%	3.0	2
			女	8	5	1		75.0%	2			2	2	1		16.7%	6.0	1
			計	19	10	1	1	63.2%	7	1	8	8	3		25.0%	4.0	3	
化学		4	男	21	16			76.2%	7			7	6			6.3%	16.0	1
			女	13	10			76.9%	3			3	3	3		30.0%	3.3	3
			計	34	26		26	76.5%	10		10	9	4		15.4%	6.5	4	
機械		1	男	7	6			85.7%	5			5	5			16.7%	6.0	1
			女	7	6													
			計	7	6		6	85.7%	5		5	5	1		16.7%	6.0	1	

大 学 卒 業 程 度

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数					
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他							
大学卒業程度	原子力	1	男	3	2		2	66.7%	2			2				0	0.0%					
			女	0																		
			計	3	2		2	66.7%	2			2					0	0.0%				
	警察事務	4	男	41	26	1	27	65.9%	7			6	2			2	7.4%	13.5	2			
			女	28	19		19	67.9%	5			4	3			3	15.8%	6.3	2			
			計	69	45	1	46	66.7%	12			10	5			5	10.9%	9.2	4			
	警察化学	1	男	11	9		9	81.8%	5			4	1			1	11.1%	9.0	1			
			女	8	7	1	7	87.5%	1			1				0	0.0%					
			計	19	16		16	84.2%	6			5	1			1	6.3%	16.0	1			
	少年補導	1	男	4	4		4	100.0%	3			3				0	0.0%					
			女	7	5		5	71.4%	2			2	1			1	20.0%	5.0	1			
			計	11	9		9	81.8%	5			5	1			1	11.1%	9.0	1			
合計	73	男	408	290	1	3	10	304	74.5%	133	0	2	2	137	131	45	0	1	46	15.1%	6.6	43
		女	239	170	0	0	3	173	72.4%	57	0	0	2	59	56	25	0	1	26	15.0%	6.7	23
		計	647	460	1	3	13	477	73.7%	190	0	2	4	196	187	70	0	2	72	15.1%	6.6	66

第1次試験：6月26日 第2次試験：8月7日～10日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他			
					計	計	計		計	計	計							
高 校 卒 業 程 度	一般事務	5	男	26	2	13	7	84.6%	1	3	2	6	5	1	1	4.5%	1	
			女	17	7	5	4	94.1%	2	2	2	6	6	1	2	1	25.0%	4
			計	43	9	18	11	88.4%	3	5	4	12	11	1	2	2	13.2%	5
	総合土木	3	男	3	2	1	3	100.0%		2	1	3	3	1	1	33.3%	3	
			女	2	1	1	2	100.0%	1	1	1	2	2	1	1	100.0%	2	
			計	5	1	2	2	100.0%	1	2	2	5	5	1	1	60.0%	3	
	学校事務A (出雲地区)	11	男	109	65	7	17	87.2%	17	1	1	21	17	2		2	2.1%	2
			女	85	65	1	5	84.7%	13			13	10	9		9	12.5%	4
			計	194	130	7	12	86.1%	30	1	1	34	27	11		11	6.6%	6
	学校事務A (石見地区)	2	男	19	11	2	2	78.9%	4	1	2	7	7	1	1	6.7%	1	
			女	14	13			92.9%	3			3	3	1		7.7%	1	
			計	33	24	2	2	84.8%	7	1	2	10	10	1	1	7.1%	2	
	学校事務B (出雲地区)	5	男	21	2	2	15	90.5%	1	2	6	9	8	1	3	21.1%	4	
			女	17	7	5	4	94.1%	1	2	1	4	4	2	2	12.5%	0	
			計	38	9	7	19	92.1%	2	4	7	13	12	3	3	17.1%	4	
学校事務B (石見地区)	1	男	1		1	1	100.0%			1	1	1	1	1	100.0%	1		
		女	1				0.0%				0							
		計	2		1	1	50.0%			1	1	1	1	1	100.0%	1		
学校事務B (隠岐地区)	1	男	2		2	2	100.0%		2		2	2	0		0.0%			
		女	1		1	1	100.0%			1	1	1	1	1	100.0%	1		
		計	3		2	1	100.0%		2	1	3	3	1	1	33.3%	1		
警察事務	2	男	8	1	5	2	100.0%	1	2	1	4	4	1	1	25.0%	1		
		女	11	3	8	11	100.0%	2	3	3	5	5	1	2	27.3%	3		
		計	19	4	13	2	100.0%	3	5	1	9	9	2	3	26.3%	4		
合計	30	男	189	76	11	33	45	87.3%	21	4	13	53	47	2	3	7.3%	11	
		女	148	78	19	23	11	88.5%	16	6	7	34	31	10	3	6	16.8%	15
		計	337	154	30	56	56	87.8%	37	10	20	87	78	12	4	9	11.5%	26

第1次試験：9月25日 第2次試験：10月23日～10月26日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		
資格免許職	司書	2	男	3	3		3	100.0%	1	1		1	1		0	0.0%	0
			女	30	18	10	28	93.3%	5	1		6	1	1	2	7.1%	14.0
			計	33	21	10	31	93.9%	6	1		7	1	1	2	6.5%	15.5
	臨床検査技師	1	男	1			0	0.0%				0					
			女	1	1		1	100.0%	1			1	1		1	100.0%	1.0
			計	2	1		1	50.0%	1			1	1		1	100.0%	1.0
	診療放射線技師	4	男	11	6	1	9	81.8%	5	1	2	8	2		1	33.3%	3.0
			女	2	2		2	100.0%	2			2	1		1	50.0%	2.0
			計	13	8	1	11	84.6%	7	1	2	10	3	1	4	36.4%	2.8
	保健師	7	男	1			0	0.0%				0					
			女	25	19		19	76.0%	17			17	15		7	36.8%	2.7
			計	26	19		19	73.1%	17			17	15		7	36.8%	2.7
合計	14	男	16	9	1	12	75.0%	6	1	0	9	2	0	3	25.0%	4.0	
		女	58	40	10	50	86.2%	25	1	0	26	10	1	0	11	22.0%	4.5
		計	74	49	11	62	83.8%	31	2	0	35	12	1	0	14	22.6%	4.4

第1次試験：9月25日 第2次試験：10月23日～10月24日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他			
経験者	行政	2	男	40	25	1	2	70.0%	6	1	7	7	4	1	5	17.9%	4	
			女	17	12		70.6%	4		4		4				0	0.0%	
			計	57	37	1	70.2%	10	1	11		11		4	1	5	12.5%	4
経験者	総合土木	2	男	8	5	1	1	87.5%	3		4	4	2		2	28.6%	2	
			女	1		1	100.0%			0		0						
			計	9	5	1	88.9%	3		4		4		2		2	25.0%	2
合計	合計	4	男	48	30	1	3	72.9%	9	1	11	11	6	1	7	20.0%	6	
			女	18	12	0	72.2%	4	0	4		4	0	0	0	0	0.0%	0
			計	66	42	1	72.7%	13	1	15		15		6	1	7	14.6%	6

第1次試験：6月26日 第2次試験：7月23日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他			
地区別	一般事務 (石見地区)	1	男	18	13	1	2	88.9%	6		7	7			0	0.0%		
			女	11	5	2	81.8%	2		2		2			1	11.1%	1	
			計	29	18	2	86.2%	8		9		9		1		1	4.0%	1
地区別	一般事務 (隠岐地区)	1	男	6	3	1	1	83.3%	3		5	4			0	0.0%		
			女	3	2	1	100.0%	2	1	3		3		1		1	33.3%	1
			計	9	5	1	88.9%	5	1	8		7		1		1	12.5%	1
合計	合計	2	男	24	16	0	3	87.5%	9	0	12	11	0	0	0	0.0%	0	
			女	14	7	3	85.7%	4	1	5		5		1		2	16.7%	2
			計	38	23	3	86.8%	13	1	17		16		1		2	6.1%	2

第1次試験：6月26日 第2次試験：7月23日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数 H24.5.1現在				
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他	大学卒		短大卒	高校卒 その他	計	大学卒			短大卒	高校卒 その他	計	
警察官	大卒 (10月採用)	10	男	110	65			59.1%	36				36	31	13				13	20.0%	5.0	11	
		10	女	110	65			59.1%	36				36	31	13				13	20.0%	5.0	11	
	大卒	35	男	437	308			70.5%	123				123	93	45				45	14.6%	6.8	32	
		4	女	68	48			70.6%	10				10	9	5				5	10.4%	9.6	5	
	高卒程度	39	計	505	356			70.5%	133				133	102	50				50	14.0%	7.1	37	
		15	男	124		5	69	17	73.4%		4	34	10	44	1	15	3		19	20.9%	4.8	16	
	武道A (大卒)	2	女	18	1	12	1	77.8%	9		8	1	9	9	3				3	21.4%	4.7	3	
		17	計	142	6	81	18	73.9%	57		4	42	11	53	1	18	3		22	21.0%	4.8	19	
	武道B (高卒程度)	1	男	5	4			80.0%	2				2	1					0	0.0%	0.0		
		1	女	5	4			80.0%	2				2	1									
	合計	62	男	676	377	5	69	17	69.2%	159	4	34	10	207	168	58	1	15	3	77	16.5%	6.1	59
		6	女	86	48	1	12	1	72.1%	10	0	8	1	19	18	5	0	3	0	8	12.9%	7.8	8
	68	計	762	425	6	81	18	69.6%	169	4	42	11	226	186	63	1	18	3	85	16.0%	6.2	67	

大卒試験(10月採用) ……第1次試験：5月8日、第2次試験：6月19日～20日

大卒試験 ……第1次試験：7月10日、第2次試験：8月21日～24日

高卒程度試験 ……第1次試験：9月18日、第2次試験：10月30日～11月1日

武道A試験 ……第1次試験：7月10日、第2次試験：8月20日～21日

武道B試験 ……申込者なしのため実施せず

(イ) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第 2 条第 1 項第 6 号）

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第 1 次試験	第 2 次試験	第 1 次試験	第 2 次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が 4 年以上の者	7 月 5 日	(法学試験) 8 月 31 日 (1 次試験) 10 月 17 日	11 月 14 日	(法学試験) 勤務成績等評定 筆記試験 3 科目 (一次試験) 筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が 4 年(大卒者にあつては 2 年)以上の者	7 月 5 日	(予備試験) 9 月 13 日 (1 次試験) 10 月 13 日	11 月 30 日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式 50 問 (1 次試験) 筆記試験 8 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が 8 年以上の者で、年齢 40 歳以上の者	7 月 5 日	10 月 13 日	11 月 30 日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が 4 年(大卒者にあつては 2 年)以上の者	7 月 5 日	(予備試験) 9 月 12 日 (1 次試験) 10 月 14 日	12 月 2 日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式 50 問 (1 次試験) 筆記試験 8 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が 12 年(大卒者にあつては 8 年)以上の者で、年齢 35 歳以上の者	7 月 5 日	10 月 14 日	12 月 2 日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第 1 次試験			第 2 次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	195	192	98.5	90	90	100.0	28	18	20.0	18
警部補昇任試験	一般	※ 199	※ 197	99.0	81	107	99.1	39	27	25.2	27
	専門	14	—	—	—	14	100.0	8	4	28.6	4
	計	※ 213	※ 197	99.0	81	121	99.2	47	31	25.6	31
巡査部長昇任試験	一般	※ 268	※ 266	99.3	97	117	99.2	48	38	32.5	38
	専門	11	—	—	—	11	100.0	8	4	36.4	4
	計	※ 279	※ 266	99.3	97	128	99.2	56	42	32.8	42
合計		※ 687	※ 655	98.9	268	339	99.4	131	91	26.8	91

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者 27 名。巡査部長予備免除者 23 名)

## イ 選 考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア) 及び (イ) のとおりである。

## (ア) 採用選考

## a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計	
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等		
職 員 の 任 用 に 関 連 す る 規 則	第 7 条	細則第3条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職 4級以上)	10 <sup>人</sup> (10)	— <sup>人</sup>	— <sup>人</sup>	10 <sup>人</sup> (10)	— <sup>人</sup>	20 <sup>人</sup> (20)
	第 2 号	細則第3条第3号 (海事職)	1	—	2	—	—	3
		細則第3条第4号 (研究職の2級以上)	—	—	—	—	—	—
		細則第3条第5号～7号 9～11号 (医療職)	15 (7)	66	—	—	—	81 (7)
		第7条第5号 (他の地方公共団体又は国の在 職者)	2 (2)	—	—	4 (4)	—	6 (6)
		第7条第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
		第7条第7号・8号 (競争試験を行うことが不適当 な職)	11	2	—	—	—	13
		地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—
		地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—
		合 計	39 (19)	68	2	14 (14)	—	123 (33)

(注) ( ) 内は割愛採用で、内数である。



## b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級						
	課長級	5			1		6
	グループリーダー						
	企画員	2					2
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	6	2				8
	計	13	2		1		16
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補級				6		6
	巡査部長				4		4
	巡 査						
	計				13		13
海 事 職		1		2			3
研 究 職	学 芸 員	1					1
	研 究 員	2					2
医 療 職 (一)	医 師	14					14
医 療 職 (二)		8	5				13
医 療 職 (三)			61				61
任 期 付 職 員							
合 計		39	68	2	14		123

C 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 1004.6.15現在	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		計	大学卒	短大卒	高校卒 その他					計
研究員 <small>(電気電子工学、情報工学)</small>		2	男	17	9	1	10	58.8%	7			6	2			2	20.0%	5.0	2	1次:6/26 ~6/27	
			女	2	0	0	0	0.0%													2次:8/7
計		19		19	9	1	10	52.6%	7			6	2			2	20.0%	5.0	2	1次:6/26	
学芸員 <small>(日本近代洋画)</small>		1	男	1	1		1	100.0%	1			1	1			1	0.0%				1次:6/26
			女	16	10		10	62.5%	5			5	1				1	10.0%	10.0	1	
計		17		17	11		11	64.7%	6			6	1			1	9.1%	11.0	1	2次:8/7	
獣医師		8	男	4	4		4	100.0%					4			4	100.0%	1.0	3		
			女	3	3		3	100.0%					3				3	100.0%	1.0	3	
計		7		7	7		7	100.0%				7			7	100.0%	1.0	6	6/26~27実施		
薬剤師		1	男	2	2		2	100.0%								0	0.0%				
			女	3	2		2	66.7%					1				1	50.0%	2.0	1	
計		5		5	4		4	80.0%				1			1	25.0%	4.0	1	6/26~27実施		
身体障がい者対象 (一般事務)		1	男	2		2	2	100.0%								1	50.0%	2.0	1		
			女	3	1		2	66.7%									0	0.0%			
計		5		5	3		4	80.0%				1			1	25.0%	4.0	1	11/5実施		
船舶乗組員 (航海A)		1	男	2		2	2	100.0%								1	50.0%	2.0	1		
			女	1	1		1	0.0%									1	50.0%	2.0	1	
計		2		2	2		2	100.0%							1	50.0%	2.0	1	12/5実施		
船舶乗組員 (航海B)		1	男	2	1		2	100.0%								1	50.0%	2.0	1		
			女	1	1		1	100.0%									0	0.0%			
計		3		3	1		3	100.0%				1			1	33.3%	3.0	1	12/5実施		
船舶乗組員 (司厨)		1	男	7	3		7	100.0%								1	14.3%	7.0	1		
			女	1	1		1	100.0%									1	14.3%	7.0	1	12/5実施
計		7		7	3		7	100.0%				1			1	100.0%	1.0	0			
警備艇乗組員		1	男	1		1	1	100.0%								1	100.0%	1.0	0		
			女	1		1	1	100.0%									1	100.0%	1.0	0	1/14実施
計		1		1	1		1	100.0%				1			1	100.0%	1.0	0			
合計		17	男	38	19	3	31	81.6%	8	0	0	8	7	6	3	2	0	11	35.5%	2.8	9
			女	28	16	1	18	64.3%	5	0	0	5	5	5	0	0	0	0	5	27.8%	3.6
計		66		66	35	4	49	74.2%	13	0	0	12	11	3	2	0	16	32.7%	3.1	14	

選 考 試 験

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数(B24.6.1現在)	試験日
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他			
選考試験(病院局)	看護師	(15)	男	1	0	1	0	100.0%	第2次試験なし	0	1	0	0	1	100.0%	1	1	6/26
			女	3	2	1	0	100.0%	第2次試験なし	2	1	0	0	3	100.0%	3	3	
			計	4	2	2	0	100.0%	第2次試験なし	2	2	0	0	4	100.0%	4	4	
	看護師	50	男	7	1	4	0	100.0%	第2次試験なし	1	4	0	2	7	100.0%	1	6	8/20~21
			女	39	6	18	0	89.7%	第2次試験なし	6	18	0	11	35	100.0%	1	29	
			計	46	7	22	13	91.3%	第2次試験なし	7	22	13	42	100.0%	1	35		
	看護師		男	2	0	1	0	100.0%	第2次試験なし	0	0	0	1	1	50.0%	1	1	10/1
			女	18	5	7	0	77.8%	第2次試験なし	5	7	0	2	14	100.0%	1	13	
			計	20	5	8	3	80.0%	第2次試験なし	5	7	3	15	93.8%	1	14		
	看護師(随時)		男	0	0	0	0		第2次試験なし	0	0	0	0	0		0	0	8/21
			女	1	0	0	1	100.0%	第2次試験なし	0	0	0	1	1	100.0%	1	1	
			計	1	0	0	1	100.0%	第2次試験なし	0	0	0	1	1	100.0%	1	1	
看護師(随時)	(20)	男	0	0	0	0		第2次試験なし	0	0	0	0	0		0	0	8/31	
		女	1	0	0	1	100.0%	第2次試験なし	0	0	0	1	1	100.0%	1	1		
		計	1	0	0	1	100.0%	第2次試験なし	0	0	0	1	1	100.0%	1	1		
看護師(随時)		男	1	1	0	0	100.0%	第2次試験なし	1	0	0	0	1	100.0%	1	0	12/11	
		女	0	0	0	0		第2次試験なし	0	0	0	0	0		0	0		
		計	1	1	0	0	100.0%	第2次試験なし	1	0	0	0	1	100.0%	1	0		
助産師	(3)	男	0	0	0	0		第2次試験なし	0	0	0	0	0		0	0	6/26	
		女	1	1	0	0	100.0%	第2次試験なし	1	0	0	0	1	100.0%	1	1		
		計	1	1	0	0	100.0%	第2次試験なし	1	0	0	0	1	100.0%	1	1		
助産師	5	男	0	0	0	0		第2次試験なし	0	0	0	0	0		0	0	8/20~21	
		女	4	1	3	0	100.0%	第2次試験なし	1	3	0	0	3	75.0%	3	3		
		計	4	1	3	0	100.0%	第2次試験なし	1	3	0	0	3	75.0%	3	3		
助産師		男	0	0	0	0		第2次試験なし	0	0	0	0	0		0	0	10/1	
		女	2	1	1	0	100.0%	第2次試験なし	1	1	0	0	2	100.0%	2	2		
		計	2	1	1	0	100.0%	第2次試験なし	1	1	0	0	2	100.0%	2	2		
薬剤師	4	男	6	6	0	0	100.0%	第2次試験なし	4	0	0	0	4	66.7%	4	1	6/26	
		女	3	2	0	0	66.7%	第2次試験なし	1	0	0	0	1	50.0%	1	1		
		計	9	8	0	0	88.9%	第2次試験なし	5	0	0	0	5	62.5%	2	2		

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格(B)/(D)率	採用者数(B24.6.1現在)	試験日					
					短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒	短大卒				短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒
選考試験	臨床検査技師	1	男	5	0	0	0	5	100.0%					0	0	0	0	0.0%	0	10/1~2				
			女	7	5	2	0	7	100.0%	第2次試験なし				1	0	0	0	14.3%	1	7.0				
			計	12	10	2		12	100.0%					1			1	8.3%	1	12.0				
			男	2	0	0	2	2	100.0%					0	0	0	1	50.0%	1	2.0				
試験	言語聴覚士	1	男	1	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし				1	0	0	0	100.0%	1	10/1~2				
			女	1	0	0	0	1	100.0%					1	0	0	1	100.0%	1	1.0				
			計	3	1	2		3	100.0%					1			2	66.7%	2	1.5				
			男	6	5	0	0	5	83.3%					1	0	0	1	20.0%	1	5.0				
試験	社会福祉士	2	男	9	9	0	0	9	100.0%	第2次試験なし				0	0	0	0	0.0%	0	10/1~2				
			女	9	9	0	0	9	100.0%					0	0	0	0	0.0%	0	0.0				
			計	15	14			14	93.3%					1			1	7.1%	1	14.0				
			男	0	0	0	0	0						0	0	0	0		0	0				
試験	診療情報管理士	1	男	2	0	1	1	2	100.0%	第2次試験なし				0	0	0	0	50.0%	1	11/27				
			女	2	0	1	1	2	100.0%					0	0	1	0	1	2.0					
			計	2	1	1		2	100.0%					1			1	50.0%	1	2.0				
			男	30	18	6	5	29	96.7%					7	5	0	4	55.2%	11	1.8				
合計	64	男	91	33	33	15	82	90.1%					19	29	1	15	78.0%	57	1.3					
		女	121	51	39	1	20	111	91.7%					26	34	1	19	72.1%	68	1.4				
		計																						

## (イ) 昇任選考

## a 級別昇任者数

給料表	部 局	知事部局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行政職	9	4		2	1		7
	8	13		1	4	1	19
	7	17		1	1		19
	6	60	2	5	16	2	85
	5	102		5	11	14	132
	4	115	4	4	17	10	150
	3	19	1	1	7		28
	2	36	1	2	14	7	60
	計	366	8	21	71	34	500
公安職	9					1	1
	8					5	5
	7					11	11
	6					29	29
	5					52	52
	4					31	31
	3						
	2						
	計					129	129
海事職	5						
	4				2		2
	3	1					1
	2				2		2
	計	1			4		5
研究職	5						
	4	3			1		4
	3	9			1	1	11
	2						
	計	12			2	1	15
医療職(一)	4		2				2
	3	1	4				5
	2	2					2
	計	3	6				9
医療職(二)	7						
	6	3	1				4
	5	3	4				7
	4	3					3
	3	2	4				6
	2		2				2
	計	11	11				22
医療職(三)	7						
	6		4				4
	5		11				11
	4	4	22				26
	3	3	38				41
	2						
	計	7	75				82
合 計		400	100	21	77	164	762

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成23年10月24日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 報 告

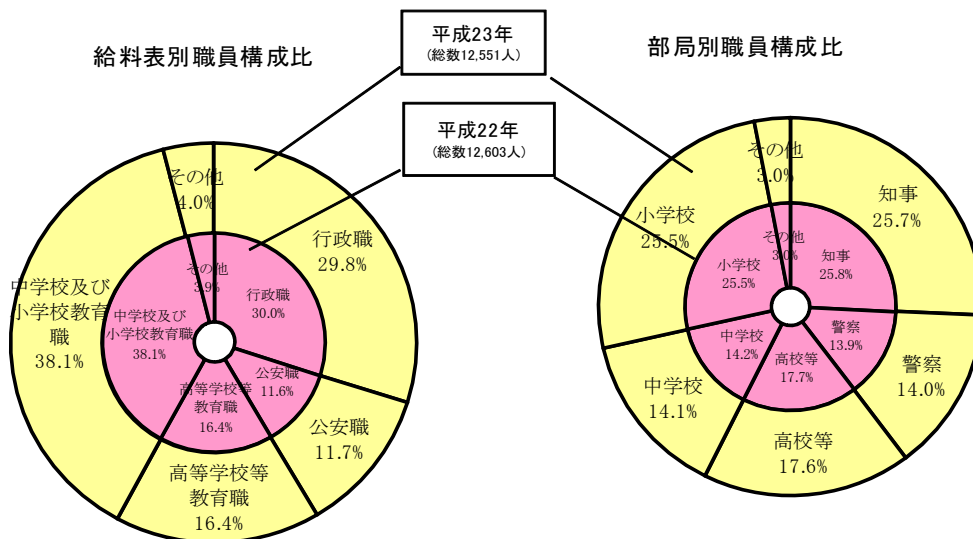
a 職員給与の概況

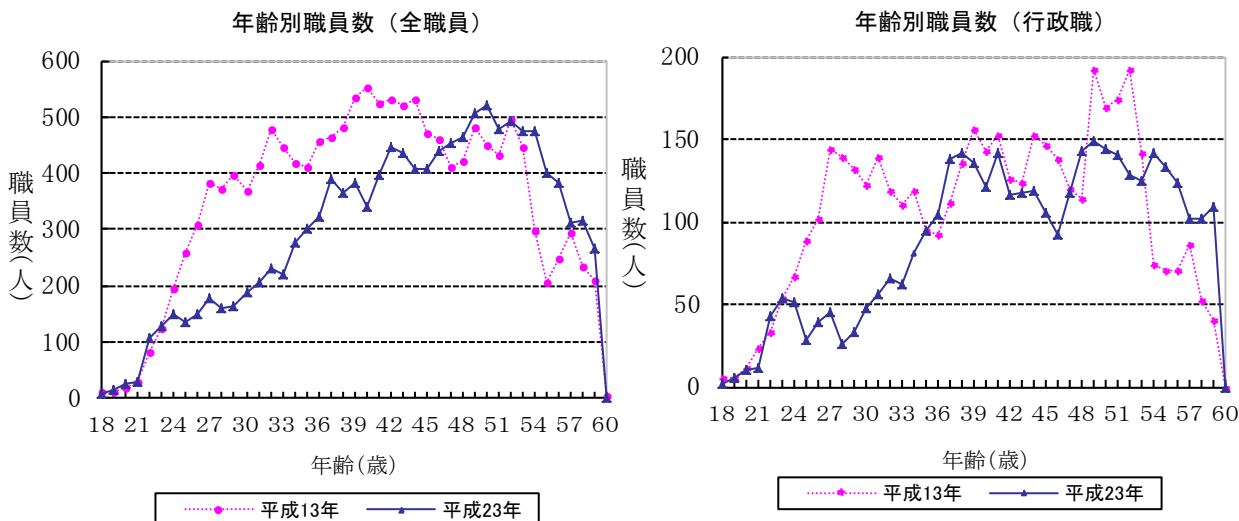
県職員の平成23年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

給 料 表	区 分	職員数 (構成比)		平均年齢		平均経験年数	
		平成23年 人	平成22年 人	平成23年 歳	平成22年 歳	平成23年 年	平成22年 年
行 政 職		3,743 (29.8%)	3,782 (30.0%)	44.2	44.3	22.6	22.7
公 安 職		1,465 (11.7%)	1,458 (11.6%)	39.8	40.0	18.8	19.0
海 事 職		45 (0.4%)	46 (0.4%)	42.0	41.8	21.8	21.8
研 究 職		249 (2.0%)	245 (1.9%)	42.5	42.8	19.4	19.8
医 療 職 (1)		40 (0.3%)	38 (0.3%)	43.9	42.9	18.3	17.2
医 療 職 (2)		103 (0.8%)	100 (0.8%)	42.9	44.6	19.5	21.4
医 療 職 (3)		67 (0.5%)	64 (0.5%)	42.5	43.4	20.1	20.9
高 等 学 校 等 教 育 職		2,055 (16.4%)	2,068 (16.4%)	44.1	43.8	21.4	21.1
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		4,784 (38.1%)	4,802 (38.1%)	45.5	45.2	22.8	22.5
合 計		12,551 (100.0%)	12,603 (100.0%)	44.1	44.0	21.9	21.9

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。





職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
給 料	370,318	372,591	346,410	349,521
管 理 職 手 当	6,342	6,350	8,209	7,938
扶 養 手 当	11,176	11,444	12,318	12,796
地 域 手 当	441	432	600	604
住 居 手 当	3,500	3,549	2,266	2,231
特 地 勤 務 手 当	4,431	4,610	3,231	3,351
そ の 他	2,370	2,396	1,863	1,904
合 計	398,578 (373,758)	401,372 (376,403)	374,897 (350,764)	378,345 (354,103)

- (注) 1 合計の欄の( )は減額措置後の額である。
- 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
- 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
- 4 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年6月から8月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内226の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した124事業所を対象に「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち117事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、94.4%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種 3,301人及び研究員、医師等職種1,198人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間事業所における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は21.4%(昨

年16.7%)と昨年に比べて増加しており、ベースアップを中止した事業所の割合は29.6%(同33.8%)と減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所については、昨年同様本年も該当がなかった。

また、一般の従業員(係員)について、定期昇給を実施した事業所の割合は82.0%(昨年82.8%)となっている。昇給額が昨年に比べ変化なしとした事業所の割合が42.1%(昨年33.1%)と増加した一方、増額となっている事業所の割合は35.7%(同38.7%)、減額となっている事業所の割合についても4.2%(同11.0%)とともに減少している。

### 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	21.4 (16.7)	29.6 (33.8)	0.0 (0.0)	49.0 (49.5)
課長級	18.2 (14.8)	29.8 (29.7)	0.0 (1.4)	52.0 (54.1)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。  
2 ( )内の数字は、平成22年の割合である。

### 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係 員	83.8 (84.2)	82.0 (82.8)	35.7 (38.7)	4.2 (11.0)	42.1 (33.1)	1.8 (1.4)	16.2 (15.8)
課長級	100 (81.1)	96.6 (78.8)	39.9 (34.9)	6.6 (10.9)	50.1 (33.0)	3.4 (2.3)	0.0 (18.9)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。  
2 ( )内の数字は、平成22年の割合である。

#### (b) 雇用調整の実施状況

平成23年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は24.1%と昨年(43.1%)に比べて減少している。

### 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項目	採用の 停止・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	6.4 (21.9)	7.5 (1.5)	4.4 (4.5)	0.7 (1.8)	4.1 (4.4)	0.7 (1.5)	6.4 (16.7)	10.9 (16.7)	0.0 (0.0)	6.1 (10.0)	24.1 (43.1)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。  
2 ( )内の数字は、平成22年の割合である。

#### c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国では0.4%増加しているが、松江市では△0.1%と減少している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ173,140円、201,980円及び230,820円となっている。



## d 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成22年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.8であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり93.2となっており、全国でも低い水準となっている。

## 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成22年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	6
100以上102未満	16
98以上100未満	10
96以上 98未満	7
94以上 96未満	2
94未満	6
都道府県平均指数	98.8
島根県	93.2

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

## e 職員給与と民間給与との比較

## (a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与370,429円に対して職員給与は減額措置前では377,808円であり、7,379円（1.95%）上回っているが、減額措置後では353,478円であり、逆に16,951円（4.80%）下回っている。

## 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差
			A - B ((A-B)/B×100)
370,429円	減額措置前	377,808円	△ 7,379円 ( △1.95% )
	減額措置後	353,478円	16,951円 ( 4.80% )

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は

(1) アの表「職員の平均給与月額」の額とは異なっている。

## (b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額  
の3.68月分に相当していた。これは、昨年(3.61月分)より増加しており、職員の期末手当・勤勉  
手当の年間平均支給月数(3.85月)を0.17月分下回っている。

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支  
給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(3.62月分)と比べると、民間事  
業所の特別給の支給割合が0.06月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.68月分	3.85月分 (3.62月分)	△0.17月分 (0.06月分)

(注) ( )内は、期末・勤勉手当の支給月数(3.85月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当  
する月数を減じた場合の月数である。

## f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行  
われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について  
所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

## (a) 本県職員の給与水準のあり方

国は、平成18年度から、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換を図る  
とともに、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し等を目指し、給  
与構造改革を実施し、民間給与水準が最も低い地域に合わせて、俸給表水準の平均約4.8%の引下  
げを行った。

本県においても国の給与構造改革に準じて給与制度の見直しを行ったところであり、平成18年度  
以降、この見直しによる給料月額引下げ及び経過措置額の減少等により、職員給与は下がってき  
ている。しかしながら、その後の厳しい経済情勢等により、県内の民間給与も下がっているため、  
職員給与は、民間給与を上回った状況が続き、公民較差は縮小しているものの、較差解消には至っ  
ていない状況にある。

また、本県では平成15年度以降、特例条例による給与の減額措置が実施されており、減額措置後  
における職員給与が民間給与を下回っている状況を踏まえ、月例給については国に準拠した勧告を  
行い、特別給については国等の改定状況を踏まえつつ、地域の民間事業所における支給割合も考慮  
して、本県独自の支給月数を勧告してきた。

一方で、昨今の地方公務員の給与については、「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」  
については県民へのさらなる理解・信頼を深め、納得を得られるという観点から、地域民間給与水  
準を反映させることが求められており、他の都道府県においても、多くの団体が地域民間水準を反  
映させた給与改定を勧告している。

さらに、現在、本県で行われている特例条例による給与の減額措置が平成24年3月に期限を迎え  
ることとなっている。

本委員会は上記の状況を踏まえ、職員の給与水準については県内民間給与水準との均衡、「制度」  
・「構造」については国に準拠することを基本とした勧告を行う必要がある。

## (b) 月例給について

本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前の職員給与が民間給与を1.95%上回っていることから、以下のとおり月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年9月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、さらに一律1.63%の引下げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の給料月額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、上記の給料表の引下げ改定は行わないこととする。

なお、昨年本委員会が勧告したものの実施されていない50歳台後半層の職員を対象とした給与の抑制措置についても、昨年の本委員会の勧告と同様の措置を講ずる必要がある。

月例給の引下げ改定については、平成24年3月までが特例条例による給与の減額措置期間であり、この間は減額措置後で職員給与が民間給与を下回っていることを勘案し、平成24年4月から実施することとする。

(c) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、民間事業所の特別給の支給割合(3.68月分)は昨年(3.61月分)と比べて0.07月分増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数(3.85月)は、民間事業所の特別給の支給割合を0.17月分上回っている。

一方、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数(3.62月分)で比較した場合は、民間の特別給の支給割合が0.06月分上回っていることが認められた。

本委員会は、特別給についても月例給同様、県内民間給与水準を反映した勧告が適切であると判断し、期末手当・勤勉手当の支給月数については、0.15月分引き下げ3.7月分とし、6月期の期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分及び0.025月分引き下げ、12月期の期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分及び0.025月分引き下げることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

期末手当・勤勉手当の支給月数の引下げについては、平成24年3月までが、特例条例による給与の減額措置期間であり、この間は、職員に実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数(3.62月分)が民間の特別給を下回っていることを勘案し、平成24年4月から実施することとする。

(d) 経過措置額の廃止について

国においては、高齢層における官民の給与差について依然として公務が民間を相当程度上回っていること等から、高齢層職員の給与水準の是正を図るため、給与構造改革における経過措置額について平成24年度から2年かけて当該経過措置額を廃止し、その制度改正原資を用いて若手・中堅層を中心に給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復することとしている。経過措置額の廃止について、平成24年度については、経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額して支給し、平成25年4月1日に経過措置額を廃止することとしている。ただし、平成24年度については、激変を緩和する観点から減額する額に上限(10,000円)を設けることとしている。

本県においても、平成18年度以降、国の給与構造改革に準じて給与制度の見直しを行ったことから、今回の人事院勧告に準じて経過措置額を廃止することとする。なお、平成24年度の経過措置額の算定に当たって、その算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、本県の給料表改定率等を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

## (e) 人事管理上の課題について

## i 人材の確保・育成

厳しい経済雇用情勢の中で、多様化・高度化する行政課題に対応した質の高い行政運営を進めるためには、多様な有為の人材の確保が必要不可欠である。

このため、平成22年度に受験年齢要件等の緩和や人物評価をより重視する採用試験制度への見直しを行った結果、多様な有為の人材の確保に一定の効果があつた。引き続き、見直しの効果を検証するとともに、国や他県における採用試験制度の見直しの動向等も見据え、採用試験制度の改善に努め、時代の要請に応えられる優秀な人材の確保に取り組むことにしている。

一方、採用試験の受験者数は、受験年齢人口の減少等により減少傾向にあり、人材を確保する上で厳しい状況にある。

本委員会としては、これまでも、受験者確保のための情報発信に努めてきたが、今後、任命権者の協力を得ながら、大学等での職員採用ガイダンスの開催等により県の仕事の魅力等を効果的に情報発信し、幅広く受験者の確保に取り組んでいく。

また、大幅な人員削減への取組みが行われている状況にあつては、限られた人材を最大限に活用する必要があり、これまで以上に職員一人ひとりの意識改革と資質向上を図ることが必要である。

任命権者においては、引き続き「島根県人材育成基本方針」に基づき、計画的かつ段階的に多様な研修を行うとともに、職員の自己啓発の取組への支援等を一層進めていく必要がある。

## ii 能力・実績に基づく人事管理

複雑・高度化した行政課題に的確に対応し、県民の負託に応えていくためには、組織の活性化と公務能率の向上を図ることが重要であり、年功的な昇進管理にとらわれることなく能力と実績に基づく人事管理を行うことが必要である。

国においては、国家公務員の定年引上げを検討される中で、組織活力を維持するために、より能力や実績に基づいた人事管理の必要性が指摘されている。

本委員会としても、これまで、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映する実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

しかしながら、本県では、平成21年10月から人事評価制度が本格実施されているが、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、処遇に反映する仕組みになっていない。

今後、任命権者においては、評価結果の処遇反映の拡大に向けて取組を進めていく必要がある。

## iii 女性職員の登用

男女共同参画社会の実現の観点はもとより、多様化する県民ニーズへの幅広い対応の観点からも、女性職員の果たす役割はますます重要となっている。

本県では、これまでも、女性職員が多様な経験を積めるように職域を拡大するなど、計画的な人材育成に取り組んできており、本年度における管理職に占める女性職員の割合は5.4%と年々向上している。本年5月に策定された第2次島根県男女共同参画計画において、政策・方針決定過程への女性の参画推進が掲げられたことも踏まえ、引き続き積極的に取り組む必要がある。

## iv ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は重要な課題であり、本年5月に策定された本県の第2次男女共同参画計画にも重点目標の1つとして新たに盛り込まれたところである。誰もが仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発などの様々な活動を自らが希望するバランスで行い、

健康で豊かな生活が実現できる環境整備に努めなければならない。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには職員の仕事と育児・介護の両立に向けた支援は大きな課題である。本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきたが、昨年6月には、育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等が行われた。

また、任命権者は、昨年3月に策定された「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画において、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率<sup>(注)</sup>の数値目標を50%と設定して取得率向上に取り組んだところ、平成22年度の取得率は、知事部局で27%、教育委員会で18%などであった。

取得率向上のためには、管理監督者が仕事と生活の調和を実現することの必要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に引き続き努めるとともに、職場全体としても育児休業等取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

本年、人事院は、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、現行制度では、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、支給割合を減じないよう措置することに言及した。

本県においても、国に準じた措置を講じていく必要がある。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業（育児短時間勤務及び部分休業を含む。）、育児時間休暇及び男性の育児参加のための休暇を各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

#### v 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及び公務能率の確保、さらには、ワーク・ライフ・バランスを推進していくためにも非常に重要な課題である。

一人当たりの時間外勤務は、平成21年度、平成22年度連続で増加した。平成21年度から22年度にかけて、緊急経済対策、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの発生への対応等突発的な要因はあるものの、時間外勤務が心身の健康の保持に悪影響を与え、また、ワーク・ライフ・バランスの推進を阻害することを考えると、その縮減は喫緊の課題である。

任命権者も時間外勤務の縮減を重要な課題と位置付け、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等に継続的に取り組んでいる。

時間外勤務の縮減を実現するためには、管理監督者による、在庁時間、業務負荷の実態、休暇取得の状況等の適切な把握とともに、効率的な業務運営にも積極的に取り組むことが重要であり、職員一人ひとりも効率的な業務遂行等に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向かって業務に取り組む必要がある。

また、教育職員については、部活動の指導、補習授業の実施等による勤務時間外の長時間従事者が増加している。従来から校務・業務の効率化、長時間労働者の把握等の取組が行われているが、今後一層その徹底を図る必要がある。

#### vi メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題であり、本委員会としても、これまで、その必要性に言及してきたところである。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組みを継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、近年減少傾向にあったものの、昨年度は増加に転じている。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

#### vii 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることは喫緊の課題となっている。

人事院は、本年9月30日に国家公務員に係る立法措置について、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、定年を65歳まで引き上げることが適当である旨の意見の申出を行ったところである。

公的年金の支給開始年齢の引上げへの対応は本県職員においても当面する課題であり、本県としては、この意見の申出や地方公務員についての今後の国の動向を踏まえ、高齢期の雇用に伴う具体的な課題について更に検討を進める必要がある。

#### viii 公務員制度改革（公務員の労働基本権）

国においては、本年6月に自立的労使関係制度の措置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置などを内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を始めとする国家公務員制度改革関連4法案が国会へ提出された。

また、地方公務員の労働基本権についても、国家公務員制度改革基本法に「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。」とされている。

このような労働基本権の在り方の見直しは、地方公務員制度の基本的な枠組みに大きな影響を与えるものであり、人事行政の公正の確保や労働基本権制約の代償機関としての人事委員会の役割の根幹に関わることから、今後の国の動向を十分に注視していく必要がある。

#### (f) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

本委員会は、現在行われている特例条例による給与の減額措置が平成24年3月に期限を迎えることを機に、職員給与について県内民間給与水準を反映させることとした。この勧告に基づいた給与改定を実施することが、本来あるべき職員の給与水準を確保し、職員の努力等にも報いるものであると確信している。

また、このことにより、職員給与について、県民からの理解・信頼を深め、納得が得られるものと考えている。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう強く要請するものである。

## (イ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

## a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

## (a) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

## (b) 55歳を超える職員（高等学校及び特別支援学校の教育職員並びに市町村立学校の教員を含む。以下同じ。）の給料月額の変額支給等について

i 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、第 1 号任期付研究員、第 2 号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。

ii i の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、i により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。農林漁業普及指導手当の支給に当たっても、同様とすること。

iii i の適用を受ける職員に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当たっては、i 及び ii に準ずること。

給 料 表	職務の級
行 政 職 給 料 表	5 級
公 安 職 給 料 表	6 級
海 事 職 給 料 表	4 級
研 究 職 給 料 表	3 級
医 療 職 給 料 表 (2)	5 級
医 療 職 給 料 表 (3)	5 級
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	3 級
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職 給 料 表	3 級

## (b) 期末手当について

i 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分及び 1.3 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.9 月分及び 1.1 月分）、勤勉手当の支給割合をそれ

- ぞれ0.65月分ずつ（特定管理職員にあつては、それぞれ0.85月分ずつ）とすること。
- ii 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.7月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.45月分及び0.6月分）とすること。
- b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
- (a) 給料表  
現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
- (b) 期末手当について  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分及び1.5月分とすること。
- c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
- (a) 給料表  
現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。
- (b) 期末手当について  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分及び1.5月分とすること。
- d 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）の改正
- (a) 経過措置額の廃止について  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号。（b）において「平成17年改正職員条例」という。）附則第8項から第10項まで（（b）のiii及びivに掲げる職員にあつては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第64号）による改正前の職員の給与に関する条例附則第8項から第10項まで）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号。（b）において「平成17年改正県立学校条例」という。）附則第8項から第10項まで及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号。（b）において「平成17年改正市町村立学校条例」という。）附則第7項から第9項までの規定（以下「経過措置」という。）による給料の額については、平成24年4月1日以後、（b）に定める額（aの（b）の適用を受ける職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額とすることとし、平成25年4月1日以後、経過措置による給料は支給しないこととすること。
- (b) 経過措置額の基礎となる額  
経過措置額の基礎となる額は、次に掲げる職員が平成18年3月31日に受けていた給料月額等にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とその者の受ける給料月額との差額に相当する額とする。
- i 平成17年改正職員条例附則第8項第1号、平成17年改正県立学校条例附則第8項第



- 1 号及び平成17年市町村立学校条例附則第 7 項第 1 号に規定する職員 100分の97.55
- ii 平成17年改正職員条例附則第 8 項第 2 号、平成17年改正県立学校条例附則第 8 項第 2 号及び平成17年改正市町村立学校条例附則第 7 項第 2 号に規定する職員 100分の97.72
- iii 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の100
- iv 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受ける職員 100分の98.37
- v 平成17年改正職員条例附則第 9 項及び第10項、平成17年改正県立学校条例附則第 9 項及び第10項、平成17年改正市町村立学校条例附則第 8 項及び第 9 項の規定の適用を受ける職員 i からivまでに定める割合にそれぞれ準じた割合
- e 改定の実施時期等
- (a) 改定の実施時期  
この改定は、平成24年 4 月 1 日から実施すること。
- (b) 改定に伴う所要の措置  
この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(別記第 1、第 2 及び第 3 省略)

- (3) 勤務条件に関する要求の状況  
平成 23 年度中において措置要求はなかった。
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況  
平成 23 年度中において再審請求が 1 件あり、却下した。